

第二期山梨市空家等対策基本計画（案）に対するパブリックコメントについて

令和6年2月22日から3月18日までの間、「第二期山梨市空家等対策基本計画（案）」について市民の皆様からのご意見を募集しました。ご意見の概要と市の考え方について、次のとおりまとめましたのでご報告します。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>○各地区の空き家はいろいろな場所にあり、その状態、立地はそれぞれだが、健康マージャンや将棋、囲碁、百人一首などを行う場所として活用してはどうか。</p>	<p>○市では、空き家の実数把握に努めるべく、住民の皆様から寄せられる情報などをもとに、空き家の状況を調査しています。 今後、空家等対策基本計画に基づく「利活用対策」を進めていく中で、活用が見込める空き家については、地域での利用ニーズなどを踏まえた、コミュニティの場としての利用の可能性について研究してまいりたいと考えます。</p>
2	<p>○空き家の問題について、峡東地域ではせっかく世界農業遺産となった場所であることを活かして、農地を含め同じ様に考えていったらどうか。 また、都会に住んでいる人へのPRや空き家バンクへの登録等、空き家、そして耕作放棄地を少しでも減らすためのプロジェクトを立ち上げてはどうか。</p>	<p>○市では、空き家と農地の一体的な活用を促進するため、「農地付き空き家」の取り組みを進めてまいりました。 今後、空家等対策基本計画を総合的に進めていく中で、空き家所有者が農地も所有している場合、農林課など庁内関係課とも連携し、利用希望者が一体的に取得するケースに対応できるよう努め、活用可能な物件の掘り起こしを行い、移住希望者などにも周知できるよう取り組んでまいりたいと考えます。</p>
3	<p>○空家管理活用支援法人の指定に関する市の方針が示されていない。 本市においては、空き家バンク等活用に関する施策を展開しているため、本計画に空家等活用支援法人に関する方針を明記したらどうか。</p>	<p>○市では、これまでに空き家バンク制度を創設し、空家の解消に向けて積極的に取り組んできたところですが、このパブリックコメントと並行して関係する法律の内容を再度精査し、必要な要綱等を整備・調整し、本計画内にて方針を示したいと考えます。</p>